

鉄道の道路占用について

道路局路政課道路利用調整室

栗本係員

う～ん。どういうことなんだろ・・・。

坂上係員

どうしたの？栗本くん。何か分からぬの？

栗本係員

実は、先ほど、〇〇県の人から、鉄道線路の道路への縦断占用について意見を伺いたいという連絡があったんです。なにやら鉄道事業法の関係で道路管理者の意見聴取が必要だからということをおしゃっていたのですが、何のことかよく分からなくて・・・。

坂上係員

ふ～ん。それで、今は何を見てたの？

栗本係員

はい、鉄道事業法の関係とおしゃっていたので、鉄道事業法を開いて、関連する条文がないか探してたんです。でも、なかなか見つけられなくて・・・。それに、そもそも「鉄道」は、道路法第32条第1項第3号に書いてありますから、占用したいのであれば、通常の占用手続きのように、占用者である鉄道事業者が占用許可申請をして、占用許可の手続きを行えば良いのではないかと思うんです。なのになんで県の人から意見を聞いたいなんて連絡があるのか・・・。

坂上係員

なるほど。そういうことだったら、やっぱりまずは鉄道事業法の規定を確認する必要があるわね。たしか鉄道事業法の第61条だったかな、その規定を読んでみて。（資料1参照）

栗本係員

はい、第61条ですね。えーと・・・えっ、道路への敷設の禁止！？なになに・・・「鉄道線路は、

道路法による道路に敷設してはならない」・・・。

坂上さん！鉄道事業法では鉄道線路を道路に敷設できないことになってますよ！あれっ、でもさっきも言ったように道路法第32条第1項第3号には、確かに占用物件として鉄道が明記されていますよね？ますます分からなくなってきた・・・。

坂上係員

ちょっと待って。慌てないで。もう一度鉄道事業法第61条を読んでみて。まだ続きがあるはずよ。

栗本係員

えっ。あっぽんとだ。「ただし、やむを得ない理由がある場合において、国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りではない。」なるほど。鉄道線路は、原則として道路に敷設することが禁止されているけれど、やむを得ない場合で国土交通大臣の許可を受けたときには、道路に敷設することもできるんですね。あっ、今回の意見聴取というのは、もしかして、この国土交通大臣による許可の関係でしょうか。でも、鉄道事業者ではなく〇〇県から連絡があったというはどういうことなんだろう・・・。

坂上係員

そうね、今回〇〇県から連絡があったのは、この国土交通大臣による許可に関係した手続きだと思うわよ。許可の手続きについての規定を探してみたらどうかしら？

(数分後)

栗本係員

見つけましたよ、坂上さん。「鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令」ですね。鉄道

事業法第61条第1項ただし書による国土交通大臣の許可の申請は、都道府県知事を経由して行うことになっています（同令第1条・資料2参照）。そして、その際には都道府県知事が、関係道路管理者に意見を聴かなければならないことが定められています（同令第2条・資料2参照）。この都道府県知事が関係道路管理者に行う意見聴取について連絡を受けたんですね。

坂上係員

そうよ。よく見つけたじゃない。ちなみに、鉄道事業法第61条でいう、鉄道線路を道路に敷設するという概念は、道路に縦断的に鉄道線路を敷設する場合のことなのよ。だから、横断的に敷設する場合、つまり踏切が道路に作られるような場合等は、第61条第1項のただし書の許可を受けることなく道路に敷設できるの。

栗本係員

そうだったんですね。道路占用許可は、縦断的に敷設するときも、横断的に敷設するときも必要なのですか？

坂上係員

もちろんそうよ。縦断的に敷設する場合には、鉄道事業法第61条第1項ただし書による国土交通大臣の許可を受けたあとに、その許可とは別に、道路管理者から道路占用許可を受ける必要があるわ。それから、横断的に敷設する場合には、鉄道事業法第61条第1項ただし書の許可は必要がないから、道路管理者から道路占用許可のみが必要になるわね。

渡邊課長

なになに、鉄道の占用について勉強しているようだね。交通機関としての鉄道の特性は、大量な旅客や貨物を高速かつ安全に運送することにあるよね。でも、もし道路に敷設されることになれば、道路交通との輻輳によって、その大量・高速交通機関としての鉄道の特性を失ってしまうことになる。だから、鉄道は、専用の敷地を確保した上でそこに鉄道線路を敷設することを原則として、やむを得ずその一部を道路に敷設せざるを得ない場合には、特別の許可を受けて道路に敷設できるも

のとしているんだね。

栗本係員

なるほど。では、やむを得ない理由とは、例えどんな理由があるのでしょうか。

渡邊課長

そうだね、例えば、既成市街地で鉄道線路を敷設するための専用の敷地を確保することや河川に専用の鉄道線路を架橋することが、極めて困難でかつ不経済であるような場合には、やむを得ない理由があると言えるね。

栗本係員

それから、許可をするのは、どうして道路管理者ではなくて国土交通大臣となっているのでしょうか。

渡邊課長

それは、この許可は、道路行政等の大局的な見地から国土交通大臣が道路管理者を代表して判断する必要があるとされているからだよ。

栗本係員

なるほど。わかりました。

渡邊課長

ところで、栗本くんももう採用から1年と3ヶ月くらい経ったね。どうだい仕事の調子は？

栗本係員

はい、坂上さんがいつも優しくご指導してくださるので、なんとかやっていけているように思います。坂上さん、これからも優しくご指導をお願いします。

坂上係員

あら、何を言っているの。確かに今まで1年目だったから、やむを得ず優しくしてたけど、これからは遠慮なくビシバシいくからね。

栗本係員

そ、そんな・・・。

資料1

鉄道事業法

第六十一条 鉄道線路は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路に敷設してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

2 前項の許可の手続について必要な事項は、政令で定める。

資料2

鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令

第一条 鉄道事業法第六十一条第一項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、申請書に国土交通省令で定める書類及び図面を添付し、申請に係る鉄道線路が敷設される道路の区間の存する都道府県を統括する都道府県知事を経由して、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2・3 (略)

第二条 都道府県知事は、前条第一項の申請書の提出があつたときは、遅滞なく、申請に係る鉄道線路が敷設される道路の道路管理者の意見を聴き、当該聴取した道路管理者の意見を記載した書類を同項の申請書に添付し、かつ、当該申請に対する意見を付して、これを国土交通大臣に進達しなければならない。